



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.2

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026 年 8 月 8 日

Sponsor: Australia, Canada, Cyprus, Italy, Japan, Republic of Korea, Switzerland, Tanzania, Ukraine

第 25 回ローマ規程締約国会議は、

国際犯罪の深刻度及び被害の大きさは事案によって異なることを認識し、
犯罪の分類には公平性の担保が不可欠であることを強調し、
国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）を想起し、
現職国家元首の逮捕が当事国の大きな政治的混乱を招くことを懸念し、
各国の司法制度及び捜査能力の向上が ICC の実効性の強化に大いに貢献することを確信し、
各国による履行状況の監視が、ICC の協力体制を強化し、実効性の向上につながることを認識し、
ICC の逮捕状履行において各国間の協力が被疑者の身柄拘束の可能性を高めることを確信し、
国際社会の協力により、一部の大国による ICC への経済的・政治的圧力の打破につながることを認識し、

ICC の判事及び検察官の個人情報侵害が被害を受けてしまい、対抗国から銀行口座の凍結などの経済制裁が起きた時に備え、ICC はその者を支援する体制を常に整えておくことが大切であることを認識し、

現在、ICC で未払い分担金が発生していることを認識し、

ローマ規程締約国会議での加盟国間での協議により分担金の分担率が決定されたのにも関わらず、
支払っていない国があることを遺憾に思い、

現状、ICC の資金が足りていなく、捜査を公平に行えていない一つの原因となっていることを認識し、

安定的な財源確保を達成するためには、加盟国の未払い分担金の決済のほかに、新たな財源が必要であることを認識し、

加盟国や地域との協力を推進し、非加盟国への ICC 加盟を促すために、ICC の事務所を増設することも効果的であることを認識し、

現状、ICC に求められている公平性の確保が達成されていないことを遺憾に思い、

現状、ICC が犯罪項目として認めているのは 4 つだけであり、今深刻さが増している環境破壊についての項目は犯罪項目として認められていないことを認識し、

国際刑事裁判所（ICC）の補完性の原則に基づき、国家レベルでの効果的な訴追および国内司法制度の確立が不可欠であること強調し、

多くの途上国および加盟国において、深刻な国際犯罪に対処するための国内の法整備や司法当局の専門的キャパシティが依然として不足している現状に深く懸念を抱き、

各国および各地域の和平プロセスや人権メカニズムと、国際刑事裁判所（ICC）の司法プロセスとが調和を保ちつつ連携することの重要性を深く認識し、

ICC の判事及び検察官を保護するためには、その者が政治的圧力を受けた時の対応法をあらかじめ考慮する必要があることを認識し、

ICC の判事及び検察官が圧力を非加盟国から受けた際には、その旨を加盟国に報告し、記録することが加盟国にとっての ICC の信頼につながることを認識し、

ローマ規程の目的及び原則を再確認し、

国際刑事裁判所（ICC）が重大な国際犯罪の不処罰防止において重要な役割を果たしていることを認識し、

補完性原則が ICC 制度の根幹を成し、各国の国内司法制度が国際刑事司法の第一義的な役割を担うことを再確認し、

国家主権及び各国の司法権が国際法上尊重されるべき基本原則であることを確認し、
 国際刑事司法の実効性は加盟国との信頼関係及び自発的協力によって支えられることを認識し、
 司法制度が十分に整備されていない途上国に対する能力構築支援が重要であることを認識し、
 地域機構が、ICC と加盟国の橋渡し役として重要な役割を果たすことを確認し、
 平和構築及び地域の安定が国際刑事司法と両立されるべきであることを認識し、
 ICC の公平性及び地域的均衡に対する加盟国の信頼を高める必要性を認識し、
 ICC 判事及び検察官の独立性が国際司法の信頼性を支える重要な要素であることを確認し、
 締約国会議（ASP）が ICC 改革において中心的役割を担うことを確認し、
 加盟国間の建設的対話及び相互理解の重要性を強調し、

1. ICC に対し、逮捕状を深刻度に応じて分類して発行するよう要請する；
2. ICC に対し主文 1 にある分類を行ううえで、分類内容や、分類基準を各国及び専門家との対話を通じ、策定し加盟国に公開するよう要請する；
3. 国際機関及び各国に対し、以下の新たな制度を導入するよう要請する：
 - a. ICC は現職国家元首に逮捕状を迅速に発行すること、
 - b. ICC は各国の政治状況を考慮し必要最低限の猶予期間を設けること、
 - c. 当事国は上記の猶予期間を利用し、後継者の選出など国内の政治的混乱を防ぐために必要な措置をとること、
 - d. 当事国は現職国家元首の逮捕後、後継政府は国内の政治状況については OHCHR に、司法に関する状況については ICC に、それぞれ 1 年に 1 回提出するよう要請すること、
 - e. ICC 及び OHCHR は上記の報告書の内容を踏まえ必要に応じて各国への助言及び支援を行うよう要請すること、
 - f. ICC は同じ国から 2 回目の逮捕状発行対象者が出た場合、その国に対して世界として経済制裁を与えること；
4. ICC 及び加盟国に対して、各国の司法・捜査能力の向上のための以下の支援を必要としている国に対して行うよう要請する：
 - a. 各国の国内法の整備及び裁判官の育成支援、
 - b. 各国の捜査官の育成支援やデジタル機器の提供を通じた情報収集能力の向上支援、
 - c. 職業訓練校の設立や警察官への組織マネジメント支援；
5. ICC に対し、以下の場合にはそれぞれ以下の保護及び支援を、被害を受けた判事及び検察官に対し行うことを要請する：
 - a. その者の銀行口座が凍結されてしまった場合、その者のプライバシーに影響がないよう、ICC が その者へ金銭支援を行う、
 - b. その者の家が特定されて身の危険に晒されてしまった場合、ICC が極秘でその者へ新たな住み場を提供する；
6. 加盟国及び ICC に対し、加盟国の分担率を早急に見直すよう要請する；
 ICC 分担金の加盟国分担率を見直す際の基準を明確にすることが、非現実的な分担構造になることを避けるために必要であることを認識し、
 加盟国及び ICC に対し、ICC 分担金の分担率を見直す際の基準として以下の内容を考慮することを要請する：
 - a. 加盟国の拠出能力、
 - b. 加盟国各国が抱えている未払い分担金の量、
 - c. 加盟国各国が現状 ICC へ任意拠出金を拠出しているか；
7. ICC に対し、クラウドファンディングを用いて世界中の人々から支援をいただくこと、またその際には匿名でいただき、捜査の公平性に影響がないように配慮することを要請する；
8. ICC に対し、世界でアジアを含めた 4 つの地域に ICC の地域事務所を設置することを検討するよう要請する；
9. 加盟国に対し、ICC の捜査の公平性を確保することを目的として、ICC に対する監視を強化する

- ことを要請する；
10. ICC に対し、生態系や環境に深刻かつ広範または長期的な損害を与える重大な破壊行為であるエコサイドを犯罪項目として新たに追加することを要請する；
 11. 高度な司法制度を持つ加盟国に対し、途上国の国内司法のキャパシティ・ビルディングを目的とした以下の内容の二国間支援を奨励する：
 - a. 法曹関係者の知識共有および技術的指導を促進するための、法律専門家およびアドバイザーの派遣、
 - b. 途上国の国内司法を担う法曹人材の育成を目的とした、専門的な教育・指導プログラムの提供、
 - c. 裁判所の建設や運営、司法インフラの維持に向けた、財政的支援および必要な資機材の供与；
 12. 各地域や各国に対し、和平プロセス、人権メカニズム、および ICC の司法プロセスとの間に生じ得る摩擦や矛盾を回避し、相互補完的な協調を促進するため、国際刑事裁判所（ICC）と関連する地域機関および国内当局との間における常設の連絡・調整チャネルの強化を要請する：
 - a. 和平交渉と国際正義の追求が両立し得るよう、事案の特性に応じた適切な協議メカニズムの制度化
 - b. 地域の人権メカニズムや移行期正義（トランジショナル・ジャスティス）の取り組みに関する、情報共有および緊密な意思疎通の推進；
 13. 加盟国に対し、ICC の判事及び検察官が非加盟国から圧力を受けた際の対応法を取り決めたガイドラインを、加盟国全体で作成することを要請する；
 14. ICC に対し、ICC の判事及び検察官が非加盟国より圧力を受けた旨を加盟国に報告及び記録することを要請する；
 15. 加盟国に対し、補完性原則に基づき、自国の司法制度を強化することを要請する；
 16. 加盟国に対し、ICC に司法能力構築支援プログラムを設立し、以下の支援を実施することを要請する：
 - a. 裁判官及び検察官への専門研修、
 - b. 証拠収集能力の向上支援、
 - c. 被害者及び証人保護制度の整備支援；
 17. 加盟国に対し、地域機構と ICC との報告の場を設け、地域の実情を踏まえた司法協力及び履行支援を推進することを推奨する；
 18. ICC に対し、ICC への協力義務の履行については、外交的対話、技術協力及び能力構築支援を優先し、制裁措置は最終手段として慎重に検討することを勧告する；
 19. ICC に対し、締約国会議において加盟国の協力状況を確認する履行レビュー制度を導入し、改善支援を目的として運用することを要請する；
 20. 加盟国に対し、ICC 判事及び検察官に対する政治的圧力及び威嚇に深い懸念を表明し、その独立性を保護するための国際協力を推進することを要請する；
 21. 地域機構に対し、ICC と加盟国との情報共有、司法協力及び能力構築支援を促進することを奨励する；
 22. 金銭的に余裕のある国に対し、発展途上国の司法制度整備を支援するため、技術支援及び人的交流を拡充することを要請する；
 23. ICC に対し、ICC の財政的持続可能性を確保するため、分担金制度の適切な運用及び透明性の向上を要請する；
 24. ICC に対し、ICC 予算及び事業運営について、加盟国への定期的な情報公開を促進することを要請する；
 25. ICC に対し、平和構築及び紛争後の司法制度再建において、地域機構との連携を強化することを奨励する；
 26. ICC に対し、国際刑事司法制度への加盟国の信頼を高めるため、公平性及び透明性の向上に向けた改革を推進することを要請する；
 27. 加盟国及び地域機構に対し、継続的な政策対話を促進することを奨励する；

28. 加盟国に対し、本議題について引き続き検討を行うことを決定する；